

## おわりに

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)に基づき、平成12年3月にはPRTRの対象化学物質、対象事業者等を定める施行令が公布され、また平成13年3月には排出量等の算出方法、把握すべき事項、届出事項等を定める施行規則が公布された。いよいよ平成14年4月、各事業者から主務大臣宛に法律に基づく第1回目の排出量・移動量の届出がなされることとなった。また、国では届け出られた排出量・移動量を集計し、それ以外の排出源(いわゆる非点源)からの排出量の推計結果と併せて、平成14年度後半にはその集計結果を公表していきたいと考えている。

環境省では、これまで実施してきたパイロット事業の成果をPRTR制度の構築及び施行準備に活用してきているが、今回もいくつかの課題が明らかになっている。今後もこれら課題を整理し、国はもとより、事業者や地方公共団体における具体的な制度の実施のために役立てていきたいと考えている。特に、事業者のPRTR法の認知度に関しては、今回の結果からも必ずしも高いという結果が得られていない。このため、PRTR法の全国説明会の開催、各種広報の利用、普及啓発用資料(パンフレット、ビデオ、ホームページ等)の充実等普及・啓発活動を積極的に進めていかなければならないと考えている。また、こうした意味からも平成13年度もPRTRパイロット事業を実施し、法律に基づくPRTRの届出の開始まで引き続きPRTRについての普及・啓発を進め、PRTR法の円滑な施行に向けて最大限努力していきたい。

最後に、本パイロット事業の実施及びとりまとめにご協力・ご助言頂いた、対象地域の事業者、関係各団体、地方公共団体の方々に対し、厚くお礼申し上げます。

本報告書、パイロット事業の内容及びPRTR法に関するご質問は下記へ

経済産業省製造産業局化学物質管理課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL.03-3501-1511(内線3691~3695)、03-3501-0080 FAX.03-3580-6347

E-mail : [gqhbbf@meti.go.jp](mailto:gqhbbf@meti.go.jp)

経済産業省ホームページ :

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

環境省環境保健部環境安全課・PRTR担当

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL.03-3581-3351(内線6354,6358)、03-5521-8260 FAX.03-3580-3596

E-mail : [ehs@env.go.jp](mailto:ehs@env.go.jp)

環境省PRTRホームページ : <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>